

第36回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月29日（月）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 17名

		2	富倉 浩之	3	片岡 文洋
4	宮嶋 敏男	5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
10	今村 昭仁	11	向井 良治	12	吉田 洋一
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘	15	牧田 日出男
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 1名

1	柚原 千秋
---	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第32号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第33号	現況証明願いについて
日程第4	議案第34号	農地法第3条第1の規定による許可について
日程第5	議案第35号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第36号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第37号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田事務局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後2時38分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第36回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、8番・宮本明夫委員、9番・吉田義明委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容の説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告をお願いします。</p>
議長	<p>報告がおわりました。報告の内容について質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第32号、農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を議題といたします。提案説明をもとめます。</p>
吉田局長	<p>議案第32号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は2件でございます。</p> <p>申し出のありました合意解約届について、農地法に基づき合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番及び2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>なお、申請番号1・2番について、別紙、確認書において、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約により、知事の許可を必要としない合意解約となりますので、本件については成立し</p>

	<p>ているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第32号、申請番号1番及び2番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に日程第3、議案第33号、現況証明願いについての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第33号、現況証明願いについての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は2件でございます。</p> <p>申し出のありました現況証明願いにつきまして、その証明の可否について審議賜りたく、提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番及び2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に申請番号1番及び2番について、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長 穀内和夫委員から報告願います。</p>
穀内委員	<p>1番、(氏名)の案件について、畑から畑外に農地台帳地目を現況地目に変更するための申請ですが、申請地は、傾斜地になっており、水が溜まりやすく湿地状態となっています。</p> <p>また、一部農業施設も建っており、現状では、農地として活用することは困難な</p>

	<p>状態であると班でも確認済です。</p> <p>班で協議した結果、申請どおりで異議はありませんので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p> <p>2番、(氏名)の案件について、畑から畑外に登記簿地目を現況地目に変更するための申請ですが、申請地は、旧牛舎、サイロ及び倉庫などが建てられており、現状では、農地として活用することは困難な状態にありました。</p> <p>班で協議した結果、申請どおりで異議はありませんので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第33号の申請番号1番及び2番の現況証明願ひについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可についての提案説明を申し上げます。今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>内容は、所有権移転の1件でございます。その申請内容の可否について審議賜りたく、提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上で提案説明を終ります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p>

	<p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。地区担当委員、向井良治委員から報告願います。</p>
向井委員	<p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>それでは本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第35号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます</p>
吉田局長	<p>議案第35号、農地法第4条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p>

	<p>今回ご審議頂きます農地法第4条の規定による許可については1件でございます。</p> <p>内容は、崩和地区での農業用施設バンカーサイロの建設についてでございます。</p> <p>その申請内容の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照いたします。</p> <p>なお、本件は、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となりますので、本総会でお認めいただければ許可できる案件であります。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、宮嶋敏男委員から報告願います。</p>
宮嶋委員	<p>経営規模の拡大に伴い、新たにバンカーサイロを建設するものです。</p> <p>既存バンカーとの位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、本案件は、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第35号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。許可する事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第36号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第36号、農地法第5条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。今回ご審議頂きます農地法第5条の規定による許可については、1件でございます。</p> <p>内容は、美成地区での農業用施設シートラグーンの建設についてでございます。</p> <p>その申請内容の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>本案件の現地調査につきましては、6月15日に、第4班 穀内班長 以下委員5名により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>本案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>次に、調査班より、調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、穀内和夫委員から報告願います。</p>
穀内委員	<p>この案件は、(氏名)から(氏名)が使用貸借をしている農地に農業施設、シートラグーンを建設するものであります。</p> <p>(氏名)は、美成地区に借地を含め経営農地があり、糞尿を散布するのに作業効率が悪いと、この地区に貯留施設を設置することにより、農地への散布作業の効率を上げることを目的として、シートラグーンを建設するものであります。</p> <p>現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第36号、農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。許可する事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は15件でございます。</p> <p>内容は、所有権移転が7件、新規の賃貸借が1件、合理化事業に係る賃貸借が1件、更新の賃貸借が5件、新規の使用貸借が1件でございます。</p>

	<p>所有権移転7件すべては、合理化事業に伴う農業公社から買い入れによるもので、内申請番号1番の(氏名)の買い入れにつきましては、先月の委員協議会でお諮りしました、農地の買い入れに合わせて、買い入れした農地を農業施設バンカーサイロ建設に供するもので必要分の農地を先行取得する案件でございます。</p> <p>また、申請番号9番につきましては、同じく合理化事業で(氏名)が農業公社から令和5年8月まで賃貸借し、そののち買い入れする予定の農地を(氏名)の離農に伴い、(氏名)に代わり、(氏名)が賃借する借主変更に係る案件でございます。</p> <p>4月に生花地区において、(氏名)の経営していた農地について、借入れ先の協議は終了しており、あっせん委員会を経て、4月の総会で承認いただいておりますが、本案件の2筆については、農業公社との手続きもあり、今回、総会の案件となった次第でございます。</p> <p>以上につきまして、申請内容の可否について審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番から7番を説明)</p> <p>申請番号1から7番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。申請番号1番から7番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社から農地売渡のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第37号、申請番号1番から7番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号8番から14番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号8番から14番を説明)</p> <p>申請番号8番から14番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>申請番号10番から14番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>申請番号8番について、地区担当委員の富倉浩之委員より報告を求めます。</p>
富倉委員	<p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は5年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に申請番号9番について、</p> <p>地区担当委員の吉田義明委員より報告を求めます。</p>

吉田(義)委員	<p>農地保有合理化事業により、(氏名)と北海道農業公社で10年間の賃貸借を行っていた農地ですが、(氏名)の離農により、新たに農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は、残りの3年2カ月間とし、賃借料については、従前の価格として、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>はい、原口委員</p>
原口委員	<p>8番と9番の案件について質問します。</p> <p>どちらも、賃貸料が低いのは、どういう事なのか。</p> <p>9番の方は、ここら辺は、客土した所ではないかと思う。</p> <p>植生が悪いのではないかとと思われるので、ご説明いただきたい。</p>
吉田局長	<p>8番の案件についてお答えいたします。</p> <p>貸主の(氏名A)で、新たな貸主が(氏名B)ですが、その前に(氏名C)と賃貸借契約を(氏名A)の間で結んでおりました。その時の賃貸借料が(金額)円だったということでその金額に合わせている部分があります。</p> <p>また、事務局の方も現地調査をいたしました。他の農地と比べて傾斜地であったり、木が生い茂っている部分もあり、単純に地域の単価にはならないということで、(金額)円という経過がありました。</p> <p>同額で契約すべきかと思い計画を立てさせていただくことになってございます。</p> <p>9番に関しましては、(氏名D)に貸し出す前に(氏名E)に貸付している案件でございまして、6年前に貸付した単価が、この単価になってございます。</p> <p>借主の変更でございまして、単価に関しても6年前に決めた単価に基づいて決定しているような形になってございます。価格の部分に関しては、公社との賃貸借が地域の価より安く単価設定されていると聞いていますので、このような価格になったと思われまして。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか？</p>

原口委員	はい
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第37号、申請番号8番から14番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。それでは、申請番号15番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>申請番号15番につきましては、使用貸借による案件であります</p> <p>(議案に基づき番号15番を説明)</p> <p>申請番号15番につきまして、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号15番について、地区担当委員 原口武実委員より報告を求めます。</p>
原口委員	<p>従前、(氏名 F)及び(氏名 G)と賃貸借しておりましたが、新たに7月より(氏名 G)と使用貸借することとしました。</p> <p>また、使用貸借期間は10年間とし、了承を得ております。</p>

	<p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第37号、申請番号15番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
吉田局長	<p>第23期農業委員会委員で予定している総会は、本総会で最後となります。</p> <p>次回の総会につきましては、第24期農業委員会委員での開催となりますが、第1回総会を任期始めの7月20日月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第36回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>